水路寄附に伴う事務手続きの流れ

2025.4.1

	申請者	河川流域管理課	主な必要書類／留意事項
事前調査依頼（約２か月）	事前相談 ↓ 事前調査依頼 →	事前調査依頼受理 ↓ 土木事務所等へ照会 ↓	【必要書類】公図、案内図、全部事項証明書、現場写真等
	↓ 事前調査（現場調査）	↓ 事前調査回答書作成 ↓	
	↓ 事前調査回答書受理 ←	事前調査回答書交付	
水路変更申請準備	↓ 寄附に係る条件の充足 寄附地の分筆登記 寄附地の地目変更登記 境界調査図等の作成 境界承諾書の取得 その他必要書類の作成 ↓		・寄附水路は分筆の上、「用悪水路」に地目変更します。抵当権など、所有権以外の権利は抹消してください。 ・寄附水路の境界調査図作成 ①　申請者がマイラー原図、境界承諾書、測量成果一式(正・副)を河川流域管理課に提出 ↓ ②　河川流域管理課から道路調査課(045-671-2795)へ図面検査依頼 ↓ ③　図面検査完了後、申請者・河川流域管理課・各区土木事務所立会いの下、現場検査（検測・構造物の確認）
水路変更申請（約２か月）	水路変更申請 →	水路変更申請受理 ↓ 内部決裁・寄附受納 ↓ 所有権移転登記 ↓	【必要書類】水路変更申請書、登記承諾書、登記原因証明情報、マイラー原図、境界承諾書、測量成果一式等 ・同時に横浜市所有の道水路の譲渡を受ける場合、寄附相殺ができる場合があります。財政局ファシリティマネジメント推進課(045-671-2263)と調整が必要です。
	↓ 寄附受納書受理 ←	寄附受納書交付	

横浜市下水道河川局河川流域管理課　権限移譲・資産管理担当(045-671-2856)